

日本私立学校振興・共済事業団一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

日本私立学校振興・共済事業団は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 課題

- ・職員全体の女性割合に比して管理職（課長職以上）の女性割合が低い。
- ・超過勤務について常態化している部門がある。
- ・男性の育児休業取得割合が低い。

3 目標

- ・管理職に占める女性割合を 20%以上にする。
- ・職員の残業時間を月平均 10 時間以内にする。

4 取組内容と実施時期

(1) 女性活躍推進のための各種研修を実施する。

- ① 令和 8 年 4 月～ これまでに実施した研修について振り返りを行い、新たな研修プログラムについて検討する。
- ② 令和 9 年 4 月～ 役職別に必要な知識と実践力を身に着けるための職域別研修の実施を検討する。

(2) 職場と家庭の両方において男女ともに貢献できる職場風土づくりのため、各種研修を実施する。

- ① 令和 8 年 4 月～ これまでに実施した研修について振り返りを行い、新たな研修プログラムについて検討する。
- ② 令和 9 年 4 月～ 職域別、年齢層別研修の実施を検討する。

○ 女性の活躍に関する状況の情報（令和7年4月1日現在）

（1）採用した労働者に占める女性労働者の割合	52.94%
（2）男女の平均継続勤務年数の差異	76.60%
（3）労働者の一月当たりの平均残業時間	10.58時間
（4）管理職に占める女性労働者の割合	16.36%

○ 男女の賃金の差異の情報

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	62.0%
職員	80.3%
パート・有期雇用職員等	67.0%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃 金：本給・諸手当（退職手当・通勤手当を除く。）

差異についての補足説明

職 員：年代別に見ると女性職員は若年層、男性職員は50歳以上が多く、また、この年齢構成の影響により管理職も男性職員が多いため、差異が生じている。

パート・有期雇用職員等：勤務形態の構成割合として、女性はパートタイマーが多いのに対し、男性は賃金の高い有期雇用職員が多いため、差異が生じている。